大分県公営住宅等長寿命化計画

令和4年3月

目 次

第1章 はじめに	1
1-1. 計画の背景と目的	1
1-2. 計画の位置付け	1
1-3. 計画期間	2
1-4. 上位関連計画	2
第2章 県営住宅の現況	
2-1. 県営住宅ストックの現況	4
第3章 長寿命化に係る課題	
第4章 長寿命化に関する基本的な考え方	
4-1. ストックの状態の把握及び日常的な維持管理の方針	
4-2. 長寿命化及びライフサイクルコストの縮減に関する方針	
4-3. 県営住宅の目標供用戸数	
第5章 事業手法の選定と判定結果	
5-1. 事業手法の選定	
5-2.1~3 次判定の考え方	
第6章 事業の実施方針	
6-1. 点検の実施方針	
6-2. 計画修繕の実施方針	
6-3. 改善事業の実施方針	
6-4. 建替事業の実施方針	
6-5. 用途廃止の実施方針	
第7章 ライフサイクルコストとその縮減効果	
7-1. 基本的な考え方	
7-2. 算出方法及び算出結果	37

第1章 はじめに

1-1. 計画の背景と目的

公営住宅は、住宅セーフティネットの根幹として、住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的に建設され、人口増加等に伴う住宅不足の解消にも貢献してきたが、近年の社会情勢は少子高齢化や人口減少に加え単身世帯・ひとり親世帯の増加など著しい変化が見られる。

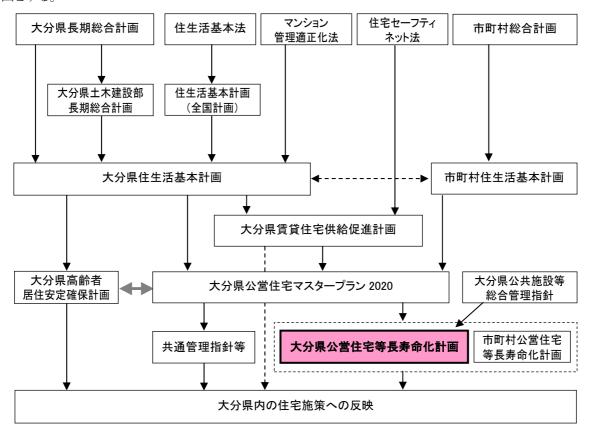
本県は、平成 22 年に策定した大分県公営住宅等長寿命化計画を平成 26 年に改訂し、建替に加え個別改善・全面的改善事業を行い住宅ストックの有効活用を進めてきた。

このような中、平成28年8月に国土交通省住宅局にて「公営住宅等長寿命化計画策定指針」(以下、「策定指針」)の改訂が行われ、事業手法の選定にあたり、将来の推計人口、世帯総数等を踏まえた公営住宅等の需要の見通しに基づく将来ストック量を推計した上で計画することが求められた。また、令和2年に県内全ての市町村と合同で公営住宅に関する課題を共有し、入居管理から住宅の建替や各種の改善等、必要な居住環境の提供を効率的かつ確実に行うことで、諸課題の解決を図り、地域の活性化に資することを目的に大分県公営住宅マスタープラン2020(以下「マスタープラン」)を策定した。

今回、策定指針の改訂やマスタープランの内容を踏まえ、県営住宅等のストックの状況、課題、県の財政状況を反映した適切な活用の方針の見直しを行い、事業費の平準化による計画的な事業を実施し、県営住宅等の長寿命化及びライフサイクルコストの縮減を図ることを目的とする。

1-2. 計画の位置付け

本計画は、大分県公営住宅マスタープラン 2020 の県営住宅における部門計画として、また、大分県公共施設等総合管理指針の個別施設計画として、県営住宅の活用方策や長寿命化・建替等に関する事業の指針となる計画とする。



1-3. 計画期間

計画の期間は、令和4年4月から令和14年3月までの10年間とし、必要に応じて適宜見直しを行うこととする。

1-4. 上位関連計画

(1) 大分県住生活基本計画

大分県住生活基本計画は、住生活に係る環境の変化や住宅セーフティネット法・高齢者住まい法等の改正に対応し、県民の住生活の安定の確保及び向上を目的として令和4年3月に改訂した。また、同計画において、県内の公営住宅の供給目標量を12,000戸(令和3~12年度:10年間)に定め、公営住宅の整備、管理に関する方針を掲げている。

■大分県住生活基本計画の施策体系

■人万宗任王冶	る基本計画の施策体糸 	
基本目標	基本施策	具体的な施策
基本目標 1	子育で満足度日本一を支える	(1)子育てに配慮した住宅の供給促進
多様な居住ニ	住まい・住環境の整備	(2)地域ぐるみで子どもの育む環境の整備
一ズに応える	健康寿命日本一を支える住ま	(1)安全・安心に生活するための高齢者向け住宅の普及
住まいの確保	い・住環境の整備	促進
と支援の充実		(2)生活支援サービス等と連携した高齢者等が暮らしやす
		い住環境の整備
	住宅確保要配慮者が安心して	(1)住宅確保要配慮者に対する円滑入居や居住支援の充
	生活できる環境の整備	実
		(2)公営住宅の適切な管理・供給
基本目標 2	安全で快適に住み続けるため	(1)耐震化の促進等による住宅の安全性の向上
未来世代に継	の住まいの維持と質の向上	(2)多様なライフスタイルに合わせたリフォームの推進
承できる良質	脱炭素社会の実現に向けた省	(1)省エネルギー化や再生可能エネルギー活用の促進
な住宅ストック	エネ性能の向上や長寿命化	(2)長寿命で良質な住宅の供給促進
の形成	適切な住宅の維持管理や既存	(1)住宅・マンションの適正な維持管理の促進
	住宅流通の活性化	(2)住宅の選択・取得の安心を支える仕組みの普及促進
		(3)空き家の積極的な活用や老朽空き家の除却促進
基本目標3	防災・減災まちづくりの推進と	(1)防災・減災の意識啓発
"おおいた暮ら	被災者への居住支援の充実	(2)住宅地の安全性の向上や災害ハザードエリアからの
し"の魅力向		居住誘導の推進
上と地域文化		(3)大規模災害後の復興・復旧過程における被災者への
の継承		居住支援
Uノ 下上 / 手	いつまでも住み続けたいと思え	(1)持続可能な地域づくりの推進
	る住宅地の魅力の向上	(2)過疎地域等におけるネットワーク・コミュニティの構築・
		定住促進
		(3)良好な景観の形成及び歴史的な街並みの継承
	地域の暮らしを支える住宅関	(1)住宅産業を担う技術者の育成
	連産業の活性化	(2)木造振興や伝統的な住文化の継承
		(3)住宅産業における先端技術の導入や DX の推進

(2) 大分県公営住宅マスタープラン 2020

① 計画編

大分県公営住宅マスタープラン 2020 計画編は、地域社会や家庭に関する諸課題の解決や、時代の要請に応えるべく、民間活力の導入、民間住宅の活用も視野に入れながら、公営住宅の入居管理から住宅の建替や各種の改善等まで必要な居住環境の提供を効率的かつ確実に行うことで、地域の活性化に資することを目的として令和 2 年 5 月に策定した。なお、本県の社会経済や住宅状況の変化、あるいは施策の進捗状況、さらに関連計画との整合性などから評価・分析し、必要に応じて見直すものとする。

「計画の基本目標〕

基本目標	基本施策			
基本目標(1)		②入居者の状況に応じた住み替え等への配慮		
住宅確保要配慮者が安心して 入居・生活できる環境の整備	③被災者等の受け入れ体制の構築	④入居者の見守り等居住支援		
基本目標(2) 長期的に安定した良質な住	①適切な居住水準の確保	②適切な維持・改修による長寿命化		
まいの提供	③効率的かつ良質な住まいの供給	④木造化・木質化の推進		
基本目標(3) 地域とつながり共に支えあう	①人の活動を支え、人がつながる機能の導入	②地域防災機能の付加		
事らし	③地域ぐるみの子育て環境の提供	④地域施策との連携		
	①適正な家賃の徴収	②効率的な管理運営		
基本目標(4) 適切な管理運営	③団地イメージの向上	④適切な点検の実施		
	⑤用途廃止後の利活用			

[計画の成果指標]

指標名	現況値(2019)	現況値(2025)	現況値(2040)
給湯器付き浴槽の設置率	43%	48%	70%
トイレの水洗化率	90%	92%	100%
トイレの洋式化率	87%	90%	98%
指標名	現況値(2019)	現況値(2025)	現況値(2030)
耐震化率	91%	93%	100%
指標名	現況値(2019)	現況値(2030)	現況値(2040)
アプローチのバリアフリー化率	21%	28%	40%
一定の住戸内バリアフリー化率	31%	45%	70%

第2章 県営住宅の現況

2-1. 県営住宅ストックの現況

(1) 立地及び敷地条件

① 県営住宅の概況

2021年4月1日現在の大分県内にある県営住宅の概況を一覧表に示す。

[県営住宅概況一覧表]

市町村	団地名	敷地面積 (m2)	構造	建設年度 (年)	棟数 (棟)	管理戸数 (戸)
大分市 (31 団地)	敷戸	5,173~ 48,435	高耐・中耐	1969~1974、1996、1998~2000	46	1,196
(6,015 戸)	明野	3,278~ 13,963	高耐・中耐	1966~1970, 1992~1994, 2006~ 2007, 2010	35	938
	第2明野	4,827~ 14,717	中耐	1975~1976	9	262
	明野旭	10,140	中耐	1976~1977	4	128
	明野南	5,970	中耐	1977	2	90
	明野北	9,147	中耐	1987~1988	4	100
	城南	1,000~ 79,978	高耐・中耐	1963~1964、1988~1991、2005、 2007、2009、2016、2018	31	701
	大空	11,875~ 15,793	高耐・中耐	1978~1980、1982、1997~1999	13	452
	大空第2	3,558	中耐	1977~1978	2	60
	岩田	14,345	中耐	1974~1975	10	310
	寒田	12,778	中耐	1976	4	130
	寒田南	854~ 24,675	中耐・簡二	1977~1979、1984	13	347
	寒田西	12,808	中耐	1982~1983	3	63
	舞鶴	809~1,242	中耐	1969、1989	2	47
	八幡	205~3,669	中耐・木造	1958、1983	2	42
	花津留	767~1,125	中耐・耐二	1995	3	42
	高松	2,122	中耐	1971	2	45
	徳島	1,007	中耐	1978	1	19
	徳島第2	425	中耐	1979	1	18
	<u> </u>	2,526	中耐	1990	2	30
	東原	10,147	中耐	1996		36
	生石	5,868	高耐・中耐	1974、1987、1995	4	88
	小原	30,313	中耐・簡二	1979~1982	10	196
	志村	4,287	<u>中耐</u>	1983	1	50
	高城	5,655	中耐	1984	3	56
	花園	12,368	高耐	1984~1985	2	181
	下郡	8,852	中耐	1985~1986	4	92
	上春日	4,370	中耐	1986	2	40
	津守	4,329	<u>中耐</u>	1986 1989~1990	2	40 96
	大在	9,258 14,597	中耐	1989~1990 1991~1993	<u>4</u> 6	120
別府市	明治 真光寺	1,653	中耐	1991~1993 1989	<u>U</u>	30
)	<u>具元寸</u> 鶴見原	820	中耐 高耐	1989	<u> </u>	24
(632 戸)	<u> </u>	22.418		1976~1979	12	204
(002).)	扇山第2	5,125	 中耐	1980	2	54
	原	7,073	中心 中耐	1982	4	70
		3,017	中耐	1983		30
	上平田	12,149	中耐	1984~1985	5	100
	吉弘	1,662	—— <u> </u>	1986	2	16
	扇山東	6,337	 中耐	1986~1987	3	60
	山の手北	2,289	中耐	1988	1	24
	<u> </u>	2,137	中耐	1990	1	20
L	七川	۷,۱۰۱	1 1103	1000		20

団地名	団地名	敷地面積 (m2)	構造	建設年度(年)	棟数(棟)	管理戸数 (戸)
中津市	丸山	1,314	中耐	1988	1	25
(9 団地)	古城	2,532	中耐	1992	3	50
(292戸)	上如水	5,770	中耐	1997~1999	3	68
	中の原	553	簡平	1966	1	5
	永迫	2,304	簡平	1967~1968	4	16
	大悟法	5,159	耐二	2001~2002	3	34
	広野	7,176	中耐	2005~2006、2008	3	42
	上宮永	3,358	中耐	1983	3	40
	浜田	1,130	中耐	1995	1	12
日田市	友田	1,952	高耐	1994	1	29
(7 団地)	桃山	1,679	中耐	1988	1	12
(290戸)	朝日丘	9,911	中耐	1996~1998	3	77
	地内 古金	5,588 1,045	<u>中耐</u> 簡平	1972~1973、2000 1970	4 2	78 10
	三和	3,868		1976、1980	2	48
	 高瀬	3,544	中耐	1981~1982	2	36
佐伯市	鶴岡	6,134	中耐	1986、1988	4	78
(4 団地)	上久部	6,470	中耐	1983~1985	3	64
(222 戸)	女島	4,885	中耐	1977、1979、1981	3	64
	藤望	740	中耐	1980	1	16
臼杵市	市浜	1,803	中耐	1993	1	29
(6 団地)	荒田	1,330	中耐	1993	1	13
(187戸)	諏訪	4,341	中耐	1979~1980	2	48
	新地	1,818	高耐	1996	1 1	24
	上臼杵	2,274	中耐	1984	1	30
***	原口	2,429	中耐	1996、2001	2	43
津久見市 (3 団地)	津久見 立花	1,422 1,222	中耐	1981 1979	1 1	30 20
(68戸)	<u>工化</u> 千怒	624	中耐 準耐	1999	1	18
竹田市	玉来	1,460	中村	2004	1 1	13
(5 団地)	豊岡	2,103	中耐	1977	1	24
(81戸)	下矢倉	1,956	中耐	1982	1	24
	桜	1,044	中耐・簡二	1981	2	20
豊後高田市	新栄	1,702	中耐	1994	1	12
(3 団地)	美和	1,372	中耐	1993	1	12
(120戸)	森	10,711	中耐	1975~1976、1978	4	96
杵築市 (1 団地) (20 戸)	平尾台	2,185	中耐	1983	1	20
宇佐市	渚	3,407	中耐	1970、1974、1999	3	52
(7 団地)	扇塚	807	中耐	1996	1	9
(303戸)	金屋	1,120	簡平	1964~1965	2 2	9
	小塚平 小峰	1,111 16,238	<u>簡平</u> 中耐・簡二	1966~1967 1974~1980	9	198
	北部	1,247	・ 中心・向一	1982	2	11
	大仏	1,795		2001	1	15
国東市	国見	1,636	中耐	1994	1	12
(5 団地)	平床	731	簡平	1975	1	5
(96戸)	吉木	3,756	簡二	1982~1983	4	23
	月山	4,154	中耐・耐二	2000~2001	4	32
	小川	1,356	簡二	1982~1983	4	24
日出町 (1 団地) (24 戸)	日出豊岡	2,565	中耐	1979	1	24
由布市 (1 団地) (20 戸)	赤野	2,915	簡二	1981、1983	4	20
豊後大野市	津留前	2,043	中耐	1996、2000	2	28
(9 団地)	市原	580	簡平	1974	1	5
(205 戸)	菅尾	7,212	中耐	2001~2002	2	36
	向田 	7,580	簡二	1981~1984	8	43
	柳井田	1,007	簡二	1981		5 12
	下自在 もみじヶ丘	1,191 750	中耐 中耐	1994 1999~2002	2	21
	上津尾	872		1999~2002	1	16
		1,873	中耐	2001~2002	2	39
i e	/~J ŒĴ	1,070	ניוווי די.	2001 2002		

団地名	団地名	敷地面積 (m2)	構造	建設年度(年)	棟数 (棟)	管理戸数 (戸)
九重町 (1 団地) (12 戸)	松岡台	385	中耐	1999	1	12
玖珠町 (1 団地) (18 戸)	塚脇	1,853	中耐	1979	1	18
姫島村 (1 団地) (9 戸)	姫島	611	中耐	1998	1	9

(2) 県営住宅の管理状況

① 構造

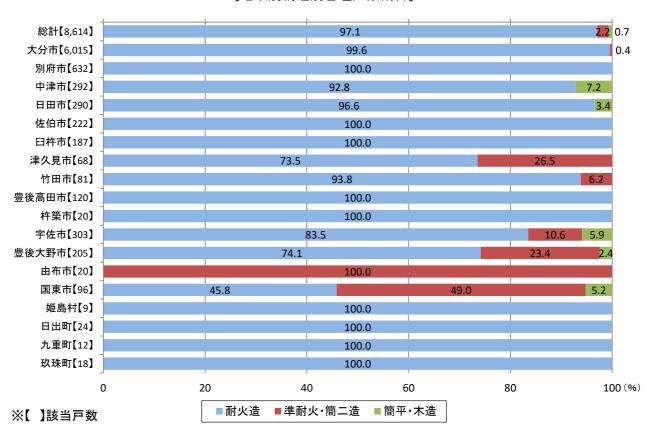
耐火造の住宅が多くを占め、2006年以降に建設された住宅は全て耐火造である。

地域別構造別管理戸数割合をみると、ほとんどの地域で耐火造の占める割合が高い一方、由布市と国東市では準耐火・簡二造が多くを占めている。

[建設年度別構造別管理戸数割合]



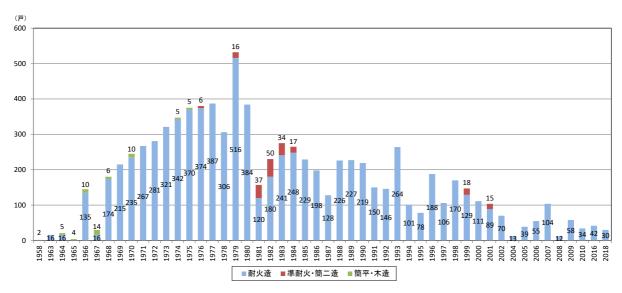
「地域別構造別管理戸数割合]



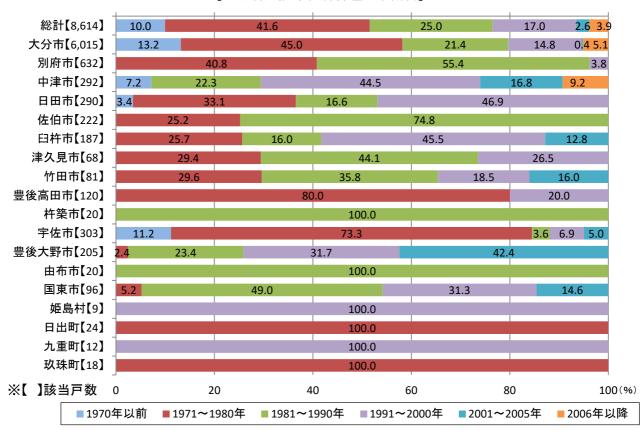
1966年から1993年までに多くの県営住宅が建設されストックの8割を占めている。

地域別建設年度別管理戸数割合をみると、豊後大野市や中津市では比較的新しい住棟が多く存在し、豊後高田市、宇佐市、日出町、玖珠町では比較的古い住棟が多く存在する。

[建設年度別管理戸数]



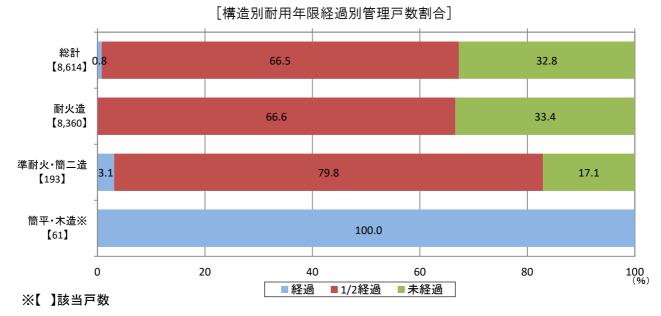
[地域別建設年度別管理戸数割合]



③ 耐用年限

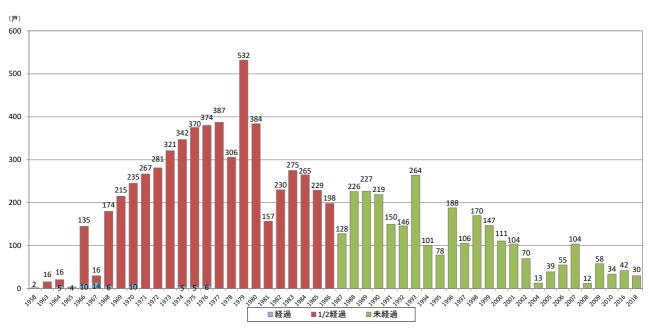
耐火造の住宅の 66.6%は耐用年限の 2 分の 1 を経過しており、ここ数年でその割合がさらに増える状況である。

簡平・木造の住宅は全て耐用年限を経過しており、準耐火・簡二造の住宅は 82.9%が耐用年限の 2 分の 1 を経過している状況である。



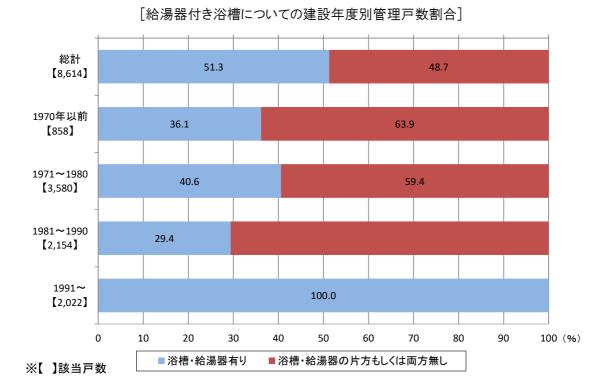
※簡平・木造:準耐火構造の木造3階建を除く

[建設年度別耐用年限経過別管理戸数]



④ 給湯器付き浴槽

給湯器付き浴槽については、1990年以前までは半数以上の住戸で浴槽・給湯器の片方もしくは両方が設置されていないが、1991年以降はすべての住戸に設置されている。

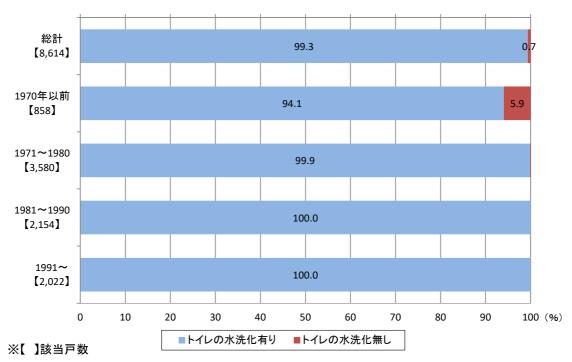


10

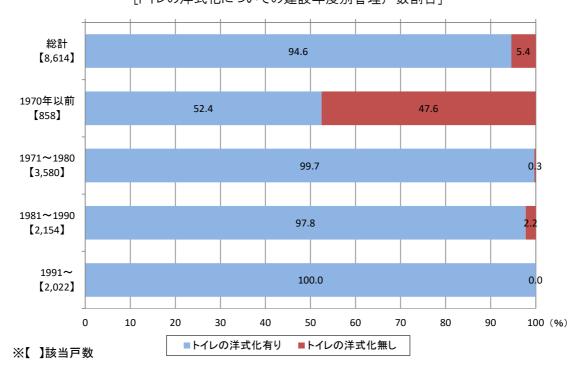
トイレの水洗化は、ほとんどの住戸で実施されている。

トイレの洋式化は、1970年以前では50%程度であるが、1971年以降はほとんどの住戸で実施されている。

[トイレの水洗化についての建設年度別管理戸数割合]



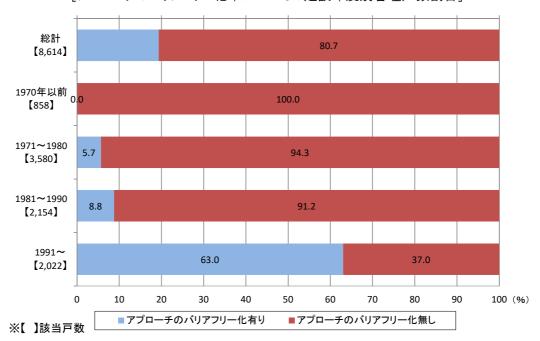
[トイレの洋式化についての建設年度別管理戸数割合]



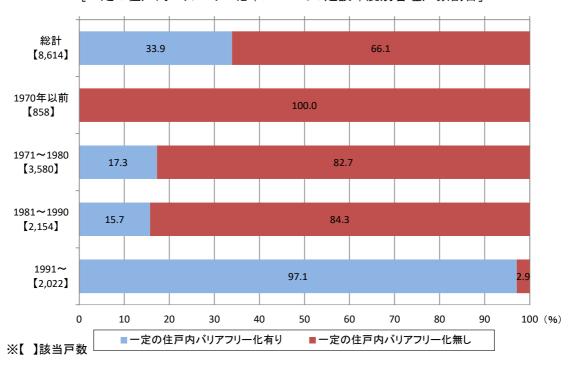
アプローチのバリアフリー化率は、1991 年以降は 6 割程度となっているが、1990 年以前までは、1 割未満となっている。

一定の住戸内バリアフリー化率は、1991 年以降はほぼ 100%となっているが、1971 年以降 1990 年以前までの住戸は8割の住戸で整備されておらず、1970 年以前の住戸はすべて整備されていない。

[アプローチのバリアフリー化率についての建設年度別管理戸数割合]



[一定の住戸内バリアフリー化率についての建設年度別管理戸数割合]



※一定の住戸内バリアフリー化:2箇所以上の手すり設置又は屋内の段差解消に該当

(3) 入居者の状況

① 入居状況

2021年4月1日現在で6,958世帯が入居しており、空き家率は14.6%となっている。 地域別にみると、大分地区や佐伯地区の県営住宅は総じて空き家率が低い。

[地区別の管理戸数と入居状況]

	管理戸数	政策空き家	入居世帯数	空き家率
豊後高田地区	120	0	91	24.2%
国東地区	105	4	51	49.5%
別府地区	676	0	553	18.2%
大分地区	6,035	434	4,947	11.7%
臼杵地区	255	0	201	21.2%
佐伯地区	222	0	192	13.5%
豊後大野地区	205	2	159	21.7%
竹田地区	81	0	63	22.2%
玖珠地区	30	0	22	26.7%
日田地区	290	7	238	15.9%
中津地区	292	10	227	19.5%
宇佐地区	303	13	214	26.2%
総計	8,614	470	6,958	14.6%

[※]空き家率の算定は、政策空き家を除いて算定している

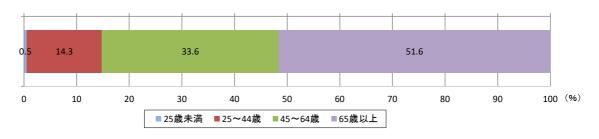
② 世帯主年齢

世帯主年齢として 65 歳以上が 51.6%と全体の半数以上を占めている。次いで 45~64 歳が 33.6%、25~44 歳が 14.3%と年齢が低くなるにつれ世帯主数も低くなっている。

[地区別世帯主年齢の割合]

		25歳未満	25~44歳	45~64歳	65歳以上
曲然古田地区	世帯数	2	20	35	34
豊後高田地区	割合	2.2%	22.0%	38.5%	37.4%
日本州区	世帯数	0	7	21	23
国東地区	割合	0.0%	13.7%	41.2%	45.1%
即体补区	世帯数	2	64	197	290
別府地区	割合	0.4%	11.6%	35.6%	52.4%
十八地区	世帯数	22	672	1,630	2,623
大分地区	割合	0.4%	13.6%	32.9%	53.0%
17.44.HQ	世帯数	1	37	67	96
臼杵地区	割合	0.5%	18.4%	33.3%	47.8%
开边地区	世帯数	2	33	72	85
佐伯地区	割合	1.0%	17.2%	37.5%	44.3%
# // L MZ LIL FT	世帯数	2	33	53	71
豊後大野地区	割合	1.3%	20.8%	33.3%	44.7%
ᄷᇚᄴᅜ	世帯数	0	14	26	23
竹田地区	割合	0.0%	22.2%	41.3%	36.5%
ᄁᆉᄴᅜ	世帯数	0	1	14	7
玖珠地区	割合	0.0%	4.5%	63.6%	31.8%
日田地区	世帯数	2	25	78	133
口田地区	割合	0.8%	10.5%	32.8%	55.9%
中津地区	世帯数	4	55	63	105
中洋地区 	割合	1.8%	24.2%	27.8%	46.3%
宁 /	世帯数	0	33	82	99
宇佐地区	割合	0.0%	15.4%	38.3%	46.3%
%∨=⊥	世帯数	37	994	2,338	3,589
総計	割合	0.5%	14.3%	33.6%	51.6%

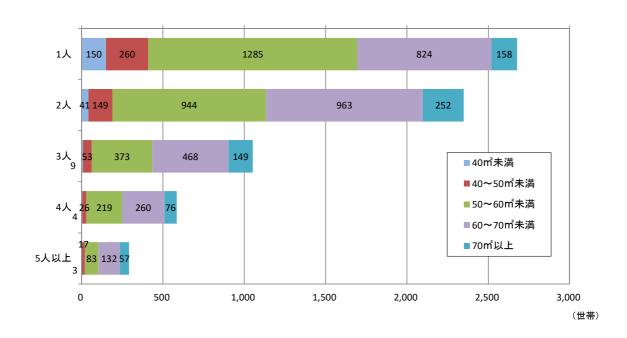
[世帯主の年齢別割合]

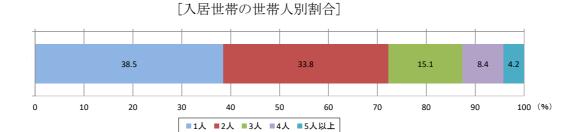


③ 住戸面積と世帯人員

1人世帯、2人世帯といった少人数世帯で60㎡を超える広い住戸に住んでいる世帯がある一方で、3人世帯で40㎡未満、4人世帯で50㎡未満、5人以上世帯で60㎡未満の住戸に住んでいる最低居住面積水準未満の世帯が多くみられる。

[世帯人員ごとの住戸面積別入居世帯数]





(4) 募集·応募状況

別府地区、大分地区、臼杵地区などでは、比較的応募倍率が高くなっている。

[募集·応募状況(H28~R2)]

	平均応募倍率※	平均募集戸数	平均応募件数
豊後高田地区	0.51	13.7	6.7
国東地区	0.00	1.0	0.0
別府地区	6.31	33.7	207.0
大分地区	3.81	219.7	842.0
臼杵地区	4.59	14.7	61.7
佐伯地区	3.02	16.3	48.0
豊後大野地区	0.46	17.3	6.3
竹田地区	1.66	15.3	24.0
玖珠地区	0.00	0.0	0.0
日田地区	2.71	21.0	49.3
中津地区	0.70	49.0	34.3
宇佐地区	0.81	41.0	17.0

[※]平均応募倍率:各年の応募倍率の平均をとっている

第3章 長寿命化に係る課題

(1) 建物の老朽化への対応

全体の7割の住宅で耐用年限の2分の1を経過しており、特に、木造及び簡易耐火造平屋については、すべての住棟において耐用年限を超過している。これらの住棟については、老朽化も著しいことから、入居者の安全性確保の観点からも、計画的に建替や用途廃止等により、解消を図る必要がある。

(2) 財政状況に応じた取組み展開

県営住宅の建設が 1960 年代半ばから 1990 年代前半に集中していることから、このままでは、住宅の改善や建替の時期が集中し、年間の財政負担が大きくなることが予想される。そのため、適切な長寿命化の実施や計画的な修繕を行うことにより延命化を図り、更新コストの集中を回避するとともに、建替・改修・廃止などの実施時期の平準化を図ることで、事業量を調整することが必要である。

(3) 住宅ニーズへの対応と団地の効率的な維持管理

公営住宅の需要は大分市や別府市などの都市部に集中しており、県営住宅の応募倍率も高く、団地の管理 戸数も大規模な住宅が多い状況にある。一方で、団地規模が 30 戸未満の小規模団地や敷地が分散している 団地も(「地方部」の市町村を中心に)多く存在するなど住宅ニーズとの乖離や適切な維持管理が課題となって いる。今後は各市町村のまちづくりとも連動しながら、団地の集約・統合、移管などによって需要に対応した整備 を実施し、効率的な維持管理ができるようにする必要がある。

(4) 居住環境の改善

県営住宅の入居世帯主の高齢化が年々進んでおり、現時点では世帯主の半数以上が65歳以上の高齢者となってきていることから、高齢者対応が求められている。そのような状況の中で、県営住宅の住戸内部やアプローチ(敷地から住戸玄関前まで)のバリアフリー化や、建設年度が古いほど整備水準の低い住戸内設備などにおいて高齢化等への対応を充実させる必要がある。

第4章 長寿命化に関する基本的な考え方

4-1. ストックの状態の把握及び日常的な維持管理の方針

県営住宅のストック状況を的確に把握し、管理するためには、定期的・計画的な修繕が重要であり、予防保全的な観点から、必要な調査や点検等について、以下のように実施していくこととする。

- 県営住宅の住棟単位の修繕履歴をデータベースとして整備し、随時、履歴を確認できる仕組みを構築する。
- 県営住宅の定期点検を行うとともに、予防保全的な維持管理を実施する。

また、適切な修繕を行った上で、安全性、居住性、省エネルギー性が低い住宅等に対しては、安全性の確保、 居住性の向上、省エネルギー対応、福祉対応、躯体の長寿命化等を図るため、改善事業(個別改善、全面的 改善)を実施していくこととする。

4-2. 長寿命化及びライフサイクルコストの縮減に関する方針

県営住宅ストックの長寿命化を図るとともに、ライフサイクルコスト(LCC)の縮減により、効果的なストックの維持管理を行うことを目的とし、以下の事項について実施していくこととする。

- 対症療法型の維持管理から、予防保全的な維持管理および耐久性の向上等を図る改善を実施することによって、県営住宅の長寿命化を図る。
- 仕様のアップグレード等による耐久性の向上、予防保全的な維持管理の実践による修繕周期の延長などによって、LCCの縮減を図る。
- 定期点検や重点的に行う調査等を充実させ、修繕や改善の効率的な実施つなげることで建物の老朽 化による事故等を未然に防ぐ。
- 耐用年限を超えた住宅であっても、適切な修繕等により建物を可能な限り長期に使用する。

4-3. 県営住宅の目標供用戸数

(1) 設定方法

大分県公営住宅マスタープラン 2020 計画編では、長寿命化計画策定指針のストック推計プログラムを使用し、 公営住宅等の需要の見通しに基づく将来のストック量の推計を行っていることから、本計画においてもその結果 を参考に県営住宅の目標供用戸数を設定することとする。

(2) 目標供用戸数

大分県公営住宅マスタープラン 2020 計画編による、2040 年時点における増減率を用いて計画終了年(2031年)時点における目標供用戸数を求める。

[2031 年における目標供用戸数の設定]

現時点における県営住宅の管理戸数	2031 年における目標供用戸数			
8,614 戸	7,600 戸程度			

第5章 事業手法の選定と判定結果

5-1. 事業手法の選定

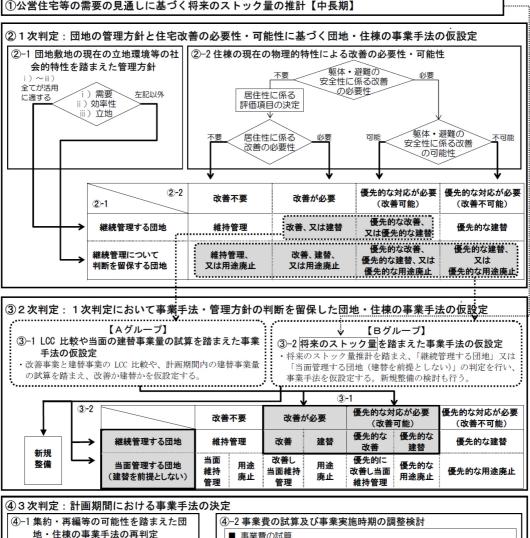
(1) 判定フロー

事業手法の選定にあたっては、公営住宅等長寿命化計画策定指針(改定)(平成 28 年 8 月:国土交通省住 宅局)に基づき、大分県独自の判定基準を用いて選定する。

[事業手法選定フロー]

■事業手法の選定フロー

①公営住宅等の需要の見通しに基づく将来のストック量の推計【中長期】



地・住棟の事業手法の再判定

- 集約や再編等の検討対象となり得る団地や、異 なる事業手法に判定された住棟が混在する団 地等は、効率的な事業実施のため、必要に応じ て建替や改善等の事業手法を再判定する。
- あわせて、効率的な事業実施や地域ニーズ 対応等の観点から総合的な検討を行う。

■ 事業費の試算

・中長期的な期間(30年程度)のうちに想定される新規整備、改善、建替 等に係る年度別事業費を試算する。

問題なし

■ 事業実施時期の調整

事業費が時期的に偏在する等、試算結果に問題がある場合は、事 業実施時期を調整して改めて試算し、問題がないか確認を行う

問題あり

事業実施時期の決定 及び 年度別事業費の試算

④-3 長期的な管理の見通しの作成【30 年程度】

全団地・住棟の供用期間、事業実施時期等を示した概ね30年程度の長期的な管理の見通しを作成する

④-4 計画期間における事業手法の決定

- ・長期的な管理の見通しに基づき、計画期間 (10年以上) 内における最終的な事業手法を決定する。
- ・改善を実施する住棟は、住棟の物理的特性等を踏まえ、全面的改善か個別改善かを決定する
- ・計画期間内の事業予定を、公営住宅等ストックの事業手法別戸数表及び様式1~3として整理する。

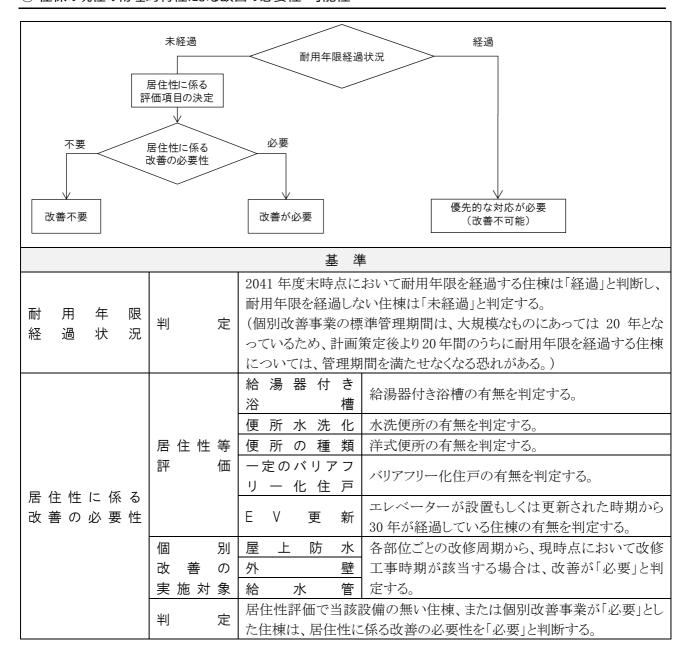
5-2.1~3 次判定の考え方

(1) 1 次判定:団地の管理方針と住宅改善の必要性・可能性に基づく団地・住棟の事業手法の仮設定

① 団地敷地の現在の立地環境等の社会的特性を踏まえた管理方針

				基準
į)	空表	き家	率	●現在の空き家率(令和3年6月1日時点)をみるものとし、『空き家率=(管理戸
	至。	2	学	数-政策空き家戸数-入居戸数) ÷ (管理戸数-政策空き家)』により算出する。
需要	応 導	募 倍	率	●応募倍率は、平成 28 年度~令和 2 年度までの推移から判断するものとし、『応
	ᆙᅛ	今 To	*	募倍率=応募戸数÷入居戸数』により算出する。
	判		定	●各団地の空き家率が20%程度を超える場合には「需要なし」と判断する。
	十月		Æ	●各年度の応募倍率の5年平均が1.0未満の場合、「需要なし」と判断する。
ji				●都市計画区域外及び市街化調整区域に立地している場合は、判定「×」とす
	 用	金 地	域	る。
効 率 性	т х	(N) 기당	以	●都市計画区域の設定が無い市町村の場合、都市計画区域内のうち白地地域に
				立地している場合、用途地域内に立地している場合は、判定「○」とする。
				●敷地面積が 1,000 m ³ 以上かつ団地戸数が 30 戸以上の場合は、判定「○」とす
	団士	也規	模	ప 。
		ᅝᄶ	1大	●敷地面積が 1,000 m²未満または団地戸数が 30 戸未満の場合は、判定「×」とす
				る。
	判		定	●用途地域、敷地規模の判定基準に基づき、効率性を判断する。
iii		便性		●各市町村の立地適正化計画の居住誘導区域内に含まれている団地は、判定
立地	利			「〇」とする。
地	1,3	IX.	1_	●上記に当てはまらない場合でも、小学校から 2km 圏内に立地する場合は、判定
				「〇」とする。
	地		域	●立地に優れた敷地規模の大きい団地については、周辺地域に立地する公営住
	バ	ラ ン 	ス	宅の転居先としての機能を有することから、判定「○」とする。
				●洪水浸水想定区域内かつ浸水の深さ0.5m以上の区域に含まれている団地は、
				「立地に適さない」と判断する。
				●津波浸水想定区域内に含まれている団地は、「立地に適さない」と判断する。
	災害	危険区	区域	●高潮浸水想定区域内かつ浸水の深さ0.5m以上の区域に含まれている団地は、
				「立地に適さない」と判断する。
				●土砂災害特別警戒区域に含まれている団地は、「立地に適さない」と判断する。
				※一部の住棟のみが該当する場合であっても「立地に適さない」と判断する
				●災害危険区域に含まれておらず、利便性のある団地を評価とする。もしくは、災
	判		定	害危険区域に含まれておらず、立地に優れた敷地規模の大きい団地が「○」で
				ある場合を評価する。

② 住棟の現在の物理的特性による改善の必要性・可能性



③ 1 次判定の結果

"団地敷地の現在の立地環境等の社会的特性を踏まえた管理方針"と"住棟の現在の物理的特性による改善の必要性・可能性"の判定から、下表の太枠内の結果が導き出される。

		改善不要	改善不要 改善が必要 (改善可能)		優先的な対応が必要 (改善不可能)
継続管理する団地		維持管理	● 改善、又は建替	優先的な改善、 又は優先的な建替	優先的な建替
継続管理について 判断を保留する団地		, 推持管理、 又は用途廃止	改善、建替、 又は用途廃止	優先的な改善、 優先的な建替、又は 優先的な用途廃止	優先的な建替、又は 優先的な用途廃止
2次判定 Aグループ Bグループ					

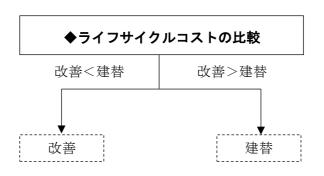
	改善不要	改善が必要	優先的な対応 が必要 (改善可能)	優先的な対応 が必要 (改善不可能)
継続管理	維持管理	改善、又は建替	優先的な改善、 又は優先的な 建替	優先的な建替
継続管理する団地	1,492 戸	1,449 戸	0戸	993 戸
判断を保留する団地継続管理について	維持管理、 又は用途廃 止	改善、建替、 又は用途廃止	優先的な改善、 優先的な建替、 又は 優先的な用途 廃止	優先的な建替、 又は 優先的な用途 廃止
する団地について	1,882 戸	2,496 戸	0 戸	302 戸



(2) 2次判定: 1次判定において事業手法・管理方針の判断を留保した団地・住棟の事業手法の仮設定

① Aグループ: LCC 比較や当面の建替事業量の試算を踏まえた事業手法の仮設定

1次判定において、Aグループ(継続管理する団地のうち、改善か建替かの判断を留保する団地・住棟)と判定した団地・住棟について、改善事業を実施する場合と建替事業を実施する場合のライフサイクルコスト(LCC) 比較や、計画期間内での建替事業量試算により、事業手法「改善」または「建替」を仮設定する。



■LCC 算出設定条件

	改善事業	建替事業
建設年度	各住棟の建設年度	2022 年度に建設するものとして設定
	LCC プログラムの設定値により算出	20,000 千円/戸(耐火造)
建設単価	※中層耐火(4・5 階建て階段室型)の標準建設費	※上記の建設費に対して、現在価値化し
	※「標準建設費×規則 23 条の率」で算出	た数値を使用
改善年度	2022 年度	2062 年度(耐用年数 1/2 経過年度)
	■1995 年以降に建設された住棟の場合	
	6,960 千円/戸(全棟共通)	
24. 关 光 压	項目:次ページ参照	1,900 千円/戸(全棟共通)
改善単価	■1994 年以前に建設された住棟の場合	項目:次ページ参照
	5,760 千円/戸(全棟共通)	
	項目:次ページ参照	
除却単価	2,000 千円/戸(耐二·中耐·高耐)	2,000 千円/戸(耐二·中耐·高耐)
	■1995 年以降に建設された住棟の場合	
並在#1 88	80 年	00 年
評価期間	■1994 年以前に建設された住棟の場合	80年
	70 年	

※修繕費:LCC プログラムの設定値により算出

■改善単価内訳

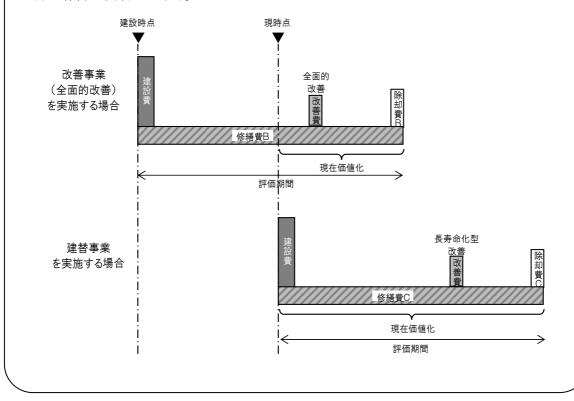
	概算事業単価	1995年以降に建設	1994年以前に建設		
項目		された住棟の場合	された住棟の場合	建替事業における長	
		改善事業における全面的改善事業費として計 上している項目		寿命化型改善費として 計上している項目 	単価の出典
屋上防水 600千円/戸		•	•	•	他市町村実績
床防水	-				塗膜防水工事想定のため、ベランダの床 防水工事費用は屋上防水に含む。
外壁塗装等	700千円/戸	•	•	•	大分県前回計画の設定値
鉄部塗装等	-				
建具(玄関ドア)	220千円/戸	•	•		他市町村実績
建具(アルミサッシ)	70千円/戸	•	•		他市町村実績
バルコニー手摺	-				
金物類	460千円/戸	•	•		大分県前回計画の設定値:内部改修250 千円/戸+畳替え210千円/戸の合計
給水管、給湯管	600千円/戸	•	•	•	大分県前回計画の設定値
貯水槽	-				
給水ポンプ	-				
排水設備	420千円/戸	•	•		他市町村実績
ガス設備	40千円/戸	•	•		他市町村実績
給湯器	350千円/戸	•	•		他市町村実績
共用灯	660千円/戸	•	•		他市町村実績
電力幹線・盤類	300千円/戸	•	•		他市町村実績
避雷設備	-				
電話設備	90千円/戸	•	•		他市町村実績
テレビ共聴設備	130千円/戸	•	•		他市町村実績
連結送水管	-				
自火報設備	400千円/戸	•	•		他市町村実績
EV保守	-				
EV更新	1,200千円/戸	•			他市町村実績
流し台	240千円/戸	•	•		他市町村実績
浴室ユニット	480千円/戸	•	•		他市町村実績
レンジ・フート・	-				
24h換気	-				
合計		6,960千円	5,760千円	1,900千円	

[ライフサイクルコストの考え方]

LCC の比較とは、ある団地の「改善事業を実施する場合の LCC」と「建替事業を実施する場合の LCC」を比較して、どちらの方が費用の削減ができるのかをみるものである。

「改善事業を実施する場合の LCC」が「建替事業を実施する場合の LCC」より小さい場合は、事業手法を「改善」と仮設定する。

改善事業のLCC については、長寿命化型改善事業や居住性向上型改善事業等の様々な個別 改善事業を同時に実施することが考えられるが、建替事業のLCC との比較にあたっては、改善事 業のうち最も費用を要する全面的改善事業を実施するものと仮定してLCCを算定し、どちらのLCC の方が有利かを明らかにする。



出典:公営住宅等長寿命化計画策定指針のQ&A(平成30年1月)

■ライフサイクルコストの算出結果

各住棟のLCCの比較を行った結果、1棟を除き「改善く建替」となる。

② Bグループ:将来のストック量を踏まえた事業手法の仮設定

Bグループの団地を対象として、ストック推計を踏まえて将来的な活用の優先順位を検討し、将来にわたって「継続管理する団地」とするのか、将来的には他団地との集約等により用途廃止することを想定する「当面管理する団地(建替を前提としない)」とするのかの判定を行い、事業手法を仮設定する。

大分県が設定している、県営住宅の目標供給戸数を確保することを目標として、B グループにおいて、「余剰」または「不足」の判定を行う。

③ 2 次判定結果

"Aグループ"と"Bグループ"の判定から、下表の色枠内の結果が導き出される。

2 次判定 B グループ			2 次判定 A グループ ▼	
	改善不要	改善が必要	優先的な対応が必要 (改善可能)	優先的な対応が必要 (改善不可能)
※ 体質用ナス団 井	坐 井英田	改善	優先的な 改善	原件がかね抹
継続管理する団地 ∨	維持管理	建替	優先的な 建替	優先的な建替
	当面	改善し当面維持	優先的に	
当面管理する団地	維持管理	管理	改善し当面維持管理	原生的大田公成山
(建替を前提としない)	用途	用途	優先的な	優先的な用途廃止
	廃止	廃止	用途廃止	

	改善不要	改善が必要	優先的な対応が 必要 (改善可能)	優先的な対応が 必要 (改善不可能)
郊床	維持管理	改善	優先的な 改善	優先的な建替
続管理		1,419 戸	0 戸	
継続管理する団地	1,492 戸	2 戸 建替		1,038 戸
地		30 戸	0 戸	
建当	当面 維持管理	改善し当面維持管理	優先的に 改善し当面 維持管理	優先的な 用途廃止
育を前提 電管理法	1,754 戸	2,358 戸	0 戸	
(建替を前提としない)当面管理する団地	用途廃止 用途廃止		優先的な 用途廃止	257 戸
い。 - 100 円 - 100	168 戸	98 戸	0 戸	

(3) 3 次判定:計画期間における事業手法の決定

3次判定においては、以下の4段階の検討により、計画期間に実施する事業手法を決定する。

検討項目	概 要
集約・再編等の可能	●1~2次判定結果を踏まえ、集約や再編等の検討対象となり得る団地や、異
性を踏まえた団地・	なる事業手法に判定された住棟が混在する団地等は、効率的な事業実施の
住棟の事業手法の再	ため、必要に応じて建替や改善等の事業手法を再判定する。
判定	●あわせて、効率的な事業実施や地域ニーズへの対応等の観点から総合的な
	検討を行う。
事業費の試算及び事	●中長期的な期間(30年程度)のうちに想定される新規整備事業、改善事業、
業実施時期の調整検	建替事業等に係る年度別事業費を試算し、今後の見通しを立てる。
討	●事業量及び事業費が時期的に偏在する等、試算結果に問題がある場合は、
	将来にわたる事業実施が可能となるよう事業実施時期を調整して、改めて
	試算し問題がないか確認を行う。
	●これらの検討により、新規整備事業、改善事業、建替事業等の実施時期を
	決定するとともに、年度別事業費を試算する。
長期的な管理の見通	●事業実施時期を基に、全団地・住棟の供用期間、事業実施時期の見通しを
しの作成【30年程度】	示した概ね30年程度の長期的な管理の見通しを作成する。
計画期間における事	●長期的な管理の見通しに基づき、計画期間内に実施を予定する事業(新規
業手法の決定	整備、改善、建替、用途廃止等)を決定する。

① 3 次判定結果

1~3次判定の結果は、以下のとおりである。

[判定結果の整理(2031 度までに実施する事業手法の判定結果)]

単位:戸

								一世述・
	維持管理	当面維持管理	改善	改善し当面維持管理	優先的な建替	優先的な用途廃止	用途廃止	総計
公 営 住 宅	1,853	1,811	1,301	2,286	805	192	366	8,614

維 持 管 理 : 継続管理する団地で、必要に応じて改善や修繕を行う住宅

当 面 維 持 管 理 : 建替を前提とせず、当面管理する団地で必要に応じて改善や修繕を行う住宅

改善善 : 継続管理する団地で、改善が必要な住宅

改善し当面維持管理 : 建替を前提とせず、当面管理する団地で改善が必要な住宅

優先的な建替: 継続管理する団地で、優先的な建替が必要な住宅

優先的な用途廃止 : 優先的な用途廃止が必要な住宅

用 途 廃 止 : 用途廃止が必要な住宅

[県営住宅ストックの事業手法別戸数表]

単位:戸

		内訳	前期:1~5年目	後期:6~10年目
公営	公営住宅管理戸数【A+B+C】		8,614	7,621
	新規	B整備事業予定戸数···【A】	0	370
	維持管理予定戸数※1…【B】		7,251	6,881
		うち修繕対応戸数	5,055	5,004
		うち改善予定戸数	2,196	1,877
	建替予定戸数		0	370
	用途廃止予定戸数※2		0	1,363
	その	他戸数…【C】	1,363	0

※1:建替及び用途廃止は除く

※2:計画期間内で実施する用途廃止の総数は 1,363 戸である。用途廃止は 10 年の計画期間の中で順次実施する予定のため、ここでは後期(6~10 年目)に計上している

第6章 事業の実施方針

6-1. 点検の実施方針

県営住宅の長寿命化に向けて、予防保全の観点から、定期的な点検等を行うことが重要であることから、定期点検の実施方針を以下に定める。

[点検の実施方針]

- 事業手法の判定結果如何にかかわらず、全ての住宅を日常点検の対象とし、住宅を除却するまで住宅の 状態をチェックする。
- 法定点検については、引き続き法令に基づく適切な点検を実施する。
- 定期点検の結果は、データベースに記録し、修繕・維持管理の的確な実施や次回の点検に活用する。
- 専門的な知識を有する者が実施する劣化度診断及び設備機器の法令点検等に基づき、劣化状況を把握する。
- 日常点検や入居者からの要望等により建物の状況を適宜把握し、不具合のある箇所の早期発見に努める。

6-2. 計画修繕の実施方針

県営住宅を長期にわたって良好に維持管理していくためには、屋上防水や外壁塗装等の経年劣化に応じて、 予防保全的な観点から、適時・適切な修繕を計画的に実施していくことが必要である。

そのため、計画期間内に実施する計画修繕について、実施方針を以下に定める。

[計画修繕の実施方針]

- 劣化度診断等の点検結果を踏まえ、劣化状況に応じて、計画的に修繕・更新を実施する。
- 実施にあたっては、同一敷地内で建設年が異なる住棟であっても、一体的・合理的な修繕を検討する。
- 修繕内容等をデータベースに記録し、修繕・維持管理の的確な実施や次回の点検に活用する。

[部位別修繕周期一覧(1/4)]

							修結	善の 目	目的	
推定修繕項目	対象部位等	工事区分	修繕周期	想定する修繕工事の仕様	参照文献		供給処理機能の維持	化の軽	利便性の確保	観の維
1 屋根防水										
①屋上防水(保護防水)	屋上、塔屋、ルーフバルコニー	補修	12 年	伸縮目地の打替、保護コンクリート部 分補修	3			0		
(体設例水)		修繕	24 年	下地調整の上、露出防水(かぶせ方式)	3			0		
		修繕	12 年	塗膜防水の上保護塗装(かぶせ方式)	3			0		
②屋上防水(露出防水)	屋上、塔屋	撤去·新 設	24 年	既存防水層全面撤去の上下地調整、露 出アスファルト防水等	3			0		
		補修	12 年	下地調整の上保護塗装	3			0		
③傾斜屋根	屋根	撤去・葺 替	24 年	既存屋根材を全面撤去の上下地補修、 葺替え	3			0		
④庇・笠木等 防水	庇天端、笠木天端、パラペット天 端・アゴ、架台天端等	修繕	12 年	高圧洗浄の下地調整、塗膜防水等	3			0		
2 床防水										
一床防水	バルコニーの床 (側溝、幅木を含む)	修繕	18 年	高圧洗浄の上下地調整、塗膜防水等	2			0		
②開放廊下・ 階段等床防水	開放廊下・階段の床 (側溝、巾木を含む)	修繕	18 年	高圧洗浄の上下地調整、塗膜防水等	2			0		
3 外壁塗装										
一ト補修	外壁、屋根、床、手すり壁、軒天 (上げ裏)、庇等(コンクリート、モルタル 部分)		18 年	ひび割れ、浮き、欠損、鉄筋の発錆、 モルタルの浮き等の補修	2	0		0		
②外壁塗装	外壁、手すり壁等	塗替	18 年	高圧洗浄の上下地処理、仕上塗材塗り 等	2	0		0		0
③軒天塗装	開放廊下・階段、バルコニー等の軒天 (上げ裏)部分	塗替	18 年	高圧洗浄の上下地処理、仕上塗材塗り 等	2	0		0		0
補修	外壁・手すり壁等	補修	18 年	欠損、浮き、剥離、ひび割れの補修、 洗浄	2	0		0		0
⑤シーリン グ	外壁目地、建具周り、スリーブ周 り、部材接合部等	打替	18 年	既存シーリング材を全面撤去の上、下 地処理、打替え	2	0		0		

[部位別修繕周期一覧(2/4)]

							修繕	善の目	目的	
推定修繕項目	対象部位等	工事区分	修繕周期	想定する修繕工事の仕様	参照文献	安全性の確	供給処理機	化の軽	利便性の確	観の維
						保	能の維持		保	
4 鉄部塗装	等 (鋼製)開放廊下・階段、バルコ		ı		Ι					
(雨掛かり	「鋼製が開放風が・階段、バルコニーの手すり」 「(鋼製)屋上フェンス、設備機器、	塗替	6年	下地処理の上、塗装	_			0		
	立て樋・支持金物、架台、避難ハッチ、マンホール蓋、隔て板枠、 物干金物等	塗替	6年	下地処理の上、塗装	_			0		
	屋外鉄骨階段、自転車置場、遊具、 フェンス	塗替	6年	下地処理の上、塗装	_			0		
②鉄部塗装	(鋼製)住戸玄関ドア	塗替	6年	下地処理の上、塗装	3			0		ļ
(非雨掛かり部分)	(鋼製) 共用部分ドア、メーター ボックス扉、手すり、照明器具、 設備機器、配電盤類、屋内消火栓 箱等	塗替	6年	下地処理の上、塗装	3			0		
③ 非 鉄 部 塗 装	(アルミ製・ステンレス製等) サッシ、面格子、ドア、手すり、 避難ハッチ、換気口等	清掃	18 年	洗浄の上、コーティング	_			0		
	(ボード、樹脂、木製等) 隔て板・エアコンスリーブ・雨樋等	塗替	18 年	下地処理の上、塗装	<u> </u>			0		
5 建具・金物		노슈 돼	I	動化上松 企物 / 丁平 ドフィー … り	I					
①建具関係	住戸玄関ドア、共用部分ドア、自 動ドア	点検・調 整	12 年	動作点検、金物(丁番、ドアチェック 等)の取替等	3	0				
		取替	36 年	撤去又はかぶせ工法	3	0				
	窓サッシ、面格子、網戸、シャッター	点検・調 整	12 年	動作点検、金物(戸車、クレセント、 ビート等)の取替等	3	0				
②手すり	明·大克工	取替	36 年	撤去又はかぶせ工法	3	0				\square
③屋外鉄骨	開放廊下・階段、バルコニーの手 すり、防風スクリーン 屋外鉄骨階段	取替	36 年	全部撤去の上、アルミ製手すりに取替 点検、腐食部板金溶接補修、踏板交換	3	0				
階段	连外数有相权	補修	12 年	(京快、)	3	0				
		取替	36 年	全部撤去の上、取替	3	0				
④金物類 (集合郵便	集合郵便受、掲示板、宅配ロッカ 一等	取替	24 年	取替	3				0	
受等)	笠木、架台、マンホール蓋、階段 ノンスリップ、避難ハッチ、タラ ップ、排水金物、室名札、立樋・ 支持金物、隔て板、物干金物、ス リーブキャップ等	取替	24 年	取替	3	0				
	屋上フェンス等	取替	36 年	全部撤去の上、アルミ製フェンスに取 替	3	0				
ックス扉等)	メーターボックスの扉、パイプス ペースの扉等	取替	36 年	撤去又はかぶせ工法	3				0	
6 共用内部		⊒E## ♪^								
1 1 共用内部	管理員室、集会室、内部廊下、内部階段等の壁、床、天井	替	12 年	床・壁・天井の塗替、張替等	3					0
7 給水設備	エントランスホール、エレベータ ーホールの壁、床、天井、	張替•塗 替	12 年	床・壁・天井の塗替等	3					0
1 給水管	共用給水立て管 専用給水枝管	取替	20 年	硬質塩化ビニル管 亜鉛メッキ鋼管	1 (5)		0			
		取替	35 年	硬質塩化ビニルライニング鋼管(コア 継手)	1		0			
		取替	40 年	ステンレス鋼管	6		0			
© Bet 1: 18th	水道メーター	取替	8年	支給品	-		0	Щ		П
②貯水槽	受水槽、高置水槽 揚水ポンプ、加圧給水ポンプ、直	取替	25 年 8 年	FRP 製 オーバーホール	3		00			\vdash
3 結水ホンプ	栃水ボンフ、加圧縮水ボンフ、直 結増圧ポンプ	補修 取替	8年 15年		3		0			

[部位別修繕周期一覧(3/4)]

							luter 4:	* 0 !	7 44	
推定修繕項目	対象部位等	工事区分	修繕周期	想定する修繕工事の仕様	参照文献	安全性の確保	供給処理機能の維	が 劣化の軽減	利便性の	美観の維持
8 排水設備			_				持	_		
	共用雑排水立て管	取替	20 年	配管用炭素鋼鋼管	1		0			
(屋内)	専用雑排水枝管	取替	30 年	タールエポキシ塗装鋼管 排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管 排水用硬質塩化ビニル管 耐火2層管	1 4 5		0			
②汚水管 (屋内)	共用汚水立て管 専用汚水枝管	取替	30 年	配管用炭素鋼鋼管 タールエポキシ塗装鋼管 排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管 排水用硬質塩化ビニル管 耐火2層管	1 4 5		0			
		取替	50 年	鋳鉄管	1		0			
┃③排水管 ┃(屋外)	屋外排水管 	取替	25 年 30 年	│排水用硬質塩化ビニル管 │ヒューム管	<u>1</u>		0			
(産外) (4)雨水樋	 立て樋	取替 取替	30年	ヒューム官 硬質塩化ビニル管	3		0			
多排水ポン	<u>ユ 〜 樋</u> 排水ポンプ	補修	8年	使員塩化ビール官 オーバーホール	3		0			
プ	mounte e	取替	15 年		3		0			
9 ガス設備										
①ガス管	ガス管	取替	30年	配管用炭素鋼鋼管	6		0			
(屋内) ②ガス管	ガスメーター	取替 取替	10年	 配管用炭素鋼鋼管	1		0			
(屋外)		取替	50 年	被覆鋼管ポリエチレン管	1		0			
	——————————————————————————————————————									
10 空調換	気設備 ┃ ┃ 管理室、集会室等のエアコン	取替	15 年		(3)	Γ	Г		0	
②換気設備	管理員室、集会室、機械室、電気室換気扇、ダクト類、換気口、換気ガラリ		15 年		3		0		O	
11 電灯設	備				1					
①電灯設備	共用廊下・エントランスホール等 の照明器具、配線器具、非常照明、 避難口・通路誘導灯、外灯等	取替	15 年		3	0	0			
	非常用照明器具内蔵蓄電池	取替	4年 ~6年		_	0	0			
	 配電盤・ブルボックス等	取替	30 年		3		0			
③幹線設備	引込開閉器、幹線(電灯、動力)等	取替	30 年		3		0			
備	避雷突針・ポール・支持金物・導線・接地極等	取替	40年		3		0			
⑤ 自 家 発 電 設備	光 電設備 	取替	30年		3		0			
12 情報・:										
①情報・通信 設備	電話配電盤 (MDF)、中間端子盤	取替	30 年		3				0	
	(IDF) 等 アンテナ、増幅器、分配機等 ※ 同軸ケーブルを除く	取替	15 年		3				0	
ル配線設備	住棟内ネットワーク	取替	15 年		3				0	
④ イ ン タ ー ホン設備	設備、住宅情報盤、防犯設備、配 線等	取替	15 年		3				0	
13 消防用						ı				
栓設備	消火栓ポンプ、消火管、ホース類、 屋内消火栓箱等 感知器、発信器、表示灯、音響装	取替	25 年		3					
報知設備 ③ 連 結 送 水	置、中継器、受信機等 送水口、放水口、消火管、消火隊	取替取替	20年		3	0				
管設備 14 昇降機										
1 ①昇降機	カゴ内装、扉、三方枠等 全構成機器	補修 取替	15 年 30 年		3				0	
L	上 丹/久 火車	47/ H	3.	1	<u> </u>			ш	\cup	

[部位別修繕周期一覧(4/4)]

							修絲	善の目	目的	
推定修繕項目	対象部位等	工事区分	修繕周期	想定する修繕工事の仕様	参照文献	安全性の確保	供給処理機能の維持	劣化の軽減	便性の	観の維
15 立体駐	車場設備									
O	プレハブ造(鉄骨増+ALC)	補修	10 年	鉄部塗装、車止め等の取替	3				0	
車場		建替	30 年	全部撤去の上建替	3				0	
	2 段方式、多段方式(昇降式、横	補修	5年	鉄部塗装、部品交換	3				0	
車場	行昇降式、ピット式)、 垂直循環方式等	建替	20 年	撤去、新設	3				0	
16 外構・	1 6 外構·附属施設									
①外構	平面駐車場、車路・歩道等の舗装、 側溝、排水溝	補修	20 年		1			0	0	
	囲障(塀、フェンス等)、サイン(案内板)、遊具、ベンチ等	取替	20 年		1	0			0	
	埋設排水管、排水桝等、※埋設給 水管を除く	取替	20 年		1		0			
2附属施設	自転車置場、ゴミ集積所	取替	20 年		1				0	\Box
	植栽	整備	20 年		1					0
1 7 仮設工事										
①共通仮設		仮設	18 年	仮設事務所、資材置き場等	_					
②直接仮設		仮設	18 年	枠組足場、養生シート等	<u> </u>					
	18 専用部分									
①住設機器	浴室ユニット	取替	25 年		1				0	
②設備機器	分電盤	取替	15 年		1		0			
	給湯・暖房器、バランス釜	取替	15 年		1				0	
	換気扇	取替	20 年		1				0	

参照文献凡例

- ① 公営住宅ストック総合活用計画 (公共賃貸住宅ストック総合活用計画) の策定指針 (案)
- ② UR賃貸住宅の長寿命化に関する計画 (UR/2014年4月)
- ③ 長期修繕計画標準様式、長期修繕計画作成ガイドライン・同コメント(国土交通省住宅局/2008 年 6 月)
- ④ 建築編 マンションの維持修繕技術(平成 19 年度版)((社) 高層住宅管理業協会/2007 年 10 月)
- ⑤ 平成 17 年版 建築物のライフサイクルコスト 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 (建築保全センター/2005 年 9 月)
- ⑥ 長期修繕計画指導・コンサル制度 長期修繕計画作成の手引き((社)高層住宅管理業協会 マンション保全センター/2010 年 7 月)

6-3. 改善事業の実施方針

計画期間内(令和 4 年度~令和 13 年度)に実施する個別改善事業について、実施方針及びその内容を以下の区分に従って定める。

また、実施時期の近い修繕と同時期に工事を行うなど、効率化・コストの軽減等に向けた実施も検討する。

[長寿命化型改善の実施方針]

方針	内容
計画修繕周期等に合わせ、長期的な活用を図る団地・住棟に	外壁や屋根・屋上防水の耐久性及び断熱
おいて、耐久性の向上や躯体への影響の軽減、維持管理の容	性の向上、給排水管の耐久性の向上 など
易性の観点から予防保全的な改善を行う。	

[福祉対応型改善の実施方針]

方針	内容
引き続き活用を図るストックについて、高齢者等が安全・安心し	住戸内部・共用部の段差の解消、手摺設
て居住できるように、住戸・共用部のバリアフリー化を進める。	置、浴室・トイレ等の高齢者対応 など

[居住性向上型改善の実施方針]

方針	内容
引き続き活用を図るストックについて、住戸・住棟設備の機能向	間取りの改修、浴槽·給湯設備の設置
上を行い、居住性を確保する。	など

[安全性確保型改善の実施方針]

方針	内容					
主に躯体の耐震性、防災性、防火設備等の現行基準並みの安	外壁落下防止改修(長寿命化型と重複)					
全性を確保するための改善を行う。	など					

6-4. 建替事業の実施方針

建替事業実施にあたっての実施方針を以下に整理する。

① 建替事業の対象住棟

団地別・住棟別の事業手法の選定により、「優先的な建替」と判定した住棟を建替事業と位置付ける。その中でも、世帯数割合が5割近くであり、県営住宅の7割を占めている大分市の県営住宅を中心に建替を行うこととする。建替の検討にあたっては、需要だけでなく、団地の利便性や周辺状況、更には当該市町村における将来都市構造や土地利用の方針などのまちづくりの方向性を踏まえ、団地の集約・統合、移管などの実施による効率的な土地利用を図る。

② 適正な県営住宅の整備水準の確保

建替事業においては、住戸規模・高齢者対応水準・省エネルギー対策・環境対策、機能・設備等においては、 公営住宅法に規定される住宅の品質確保の促進等に関する法律の評価基準を満たす整備水準を確保する。

③ 効率的な維持・管理のための建替の実施

建替対象団地については、世帯人員に応じた住戸タイプによる型別供給を図り、団地単位、または住棟単位において、多様な世帯構成となるよう、偏りのない良好なコミュニティが形成されるよう配慮する。

④ コスト縮減

事業実施にあたっては、財政的な負担軽減や省エネルギー化等を進めることが重要であり、そのためにイニシャルコスト及びライフサイクルコストの縮減、二酸化炭素排出抑制等を図る。また、本県の財政負担の軽減のため、国等の補助事業の有効活用、民間活力の導入について検討する。民間活力の導入の際には、PFI 事業に加え、民間の空き住宅の活用など、効果的な事業手法を総合的に検討する。

⑤ 居住者等との合意形成や住環境への配慮

建替事業では、事業を円滑に進めるため、可能な限り計画の初期段階から説明会等を実施し、居住者や周辺住民の意見・要望の聞き取りや事業の周知を図る。

また、実際の建替の推進にあたっては、工事車両の出入や工事自体に対する安全性の確保、騒音対策など、団地居住者および周辺住民の生活環境やプライバシーに配慮して事業を進める。

⑥ 入居者移転に関する方針

建替事業実施における入居者の移転については、住み替え回数および移動距離の低減に努め、入居者の負担軽減を図ることを基本として、可能な限り、仮移転が発生しないように配慮した建替を実施する。

また、居住者へは事前に十分な説明と意向確認を行い、建替に伴う移転の負担に対しての支援に十分努める。

6-5. 用途廃止の実施方針

事業手法の判定結果に基づき、「優先的な用途廃止」と判定した住棟を優先的に実施し、その後「用途廃止」と判定した住棟を実施することとする。

なお、用途廃止の実施においては、中小規模の団地の廃止や中規模以上の団地内において、耐用年限の 経過年、現入居戸数等を考慮したうえで実施していくこととする。

① 従前入居者への対応

用途廃止した場合の地域の居住の安定の確保については、関係部署との慎重な協議と廃止後の土地や建物の利活用、また入居者への説明や転居までの猶予期間の確保と転居先の紹介など、より丁寧かつ綿密な調整・協議・説明の実施に努める。

② 関係主体との連携

必要に応じて公営住宅法を所管する国との協議を行うとともに、市町村営住宅と県営住宅が近接する場合には、それぞれの管理者同士の連携により、効果的な団地再生や地域づくりなど、まちづくりに寄与するように努める。また、今後の建替・改善事業等の財源確保のためにも、用途廃止後の売却可能な土地は、住宅用地等として積極的に売却を図る。

第7章 ライフサイクルコストとその縮減効果

7-1. 基本的な考え方

公営住宅等長寿命化計画策定方針(改定)に基づき、計画期間に長寿命化改善、建替事業を予定している 住棟について、ライフサイクルコストを算出する。

なお、耐火造は長寿命化を図ることにより使用期間を約30年延伸(50年→80年、ただし1994年以前の住棟は、50年から70年の約20年延伸)するとして計算する。

(改善を実施しない住棟) LCC 除却費A (改善非実施)A 評価期間 在亚均 修繕費A 費用A 修繕費A 建設時点 現時点 現在価値化 評価期間(改善非実施)A 年平均 年平均 毎年度の 費用 A 費用B (改善を実施する住棟) LCC 除却費B 長寿命化型 改善 改善費 (改善実施)B 評価期間 修繕費B 費用 B 修繕費B 建設時点 現時点 現在価値化 評価期間(改善実施)B

「ライフサイクルコストの考え方】

出典:公営住宅等長寿命化計画策定指針(改定)(平成28年8月:国土交通省住宅局)

7-2. 算出方法及び算出結果

公営住宅等長寿命化計画に基づく長寿命化型改善事業を実施する場合、実施しない場合、それぞれの場合について建設時点から次回の建替までに要するコストを算出し、住棟単位で年当たりのコスト比較を行う。

- ①1 棟の LCC 改善効果=LCC(計画前)-LCC(計画後)
- ②LCC(計画前)=(修繕費+建替費)/建設~築後50年までの使用年数
 - ・ 改善事業をしない場合の、建設時点から次回の建替までに要するコスト
- ③LCC(計画後)=(修繕費+改善費+建替費)/建設~築後70~80年までの使用年数
 - ・ 改善事業を実施する場合の、建替時点から次回の建替までに要するコスト

算出の結果、長寿命化改善事業予定住棟のLCC は全てプラスであり、LCC 縮減効果があると判断できる。

大分県公営住宅等長寿命化計画

策 定:令和4年3月

編 集:大分県 土木建築部 公営住宅室

〒870-8501 大分県大分市大手町 3 丁目 1 番 1 号 TEL: (097) 506-4675 FAX: (097) 506-1779